

要 件

40歳未満の方 (既婚、未婚対象)

または

18歳以下のお子様を 扶養している方



300 万円以上の住宅新築、購入 増改築、リフォームを行った方





住宅の固定資産税相当額の3倍



励 金 の 内 容

奨

工事施工業者が町内事業者の場合 移住世帯 (10 年以上町外在住) の場合・・

】 7円加算

18歳以下のお子様が同居する場合(子ども1人につき)・

20 万円加算 70万円加算

】□ 万円加算

三世代同居(孫世代が18歳以下)をされる場合・・・ 空き家バンク登録物件を取得された場合・

□ 万円加算